

# 平成21年8月24日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成21年8月24日(月) 午後1時15分
場 所	教育委員会室
開 会	午後1時15分
閉 会	午後2時35分
出席委員	
委 員 長	高 木 新 太 郎
委 員	高 杉 政 宏
委 員	高 林 眞 理
委 員	横 井 利 男
教 育 長	久 保 孝 之
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏
学 務 課 長	石 井 秀 和
指 導 室 長	仁 王 紀 夫
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司
生涯学習課長	福 山 弘
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英
あずま図書館長	渡 邊 久 尚

## 2 会議の概要

**高木委員長** それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は横井委員にお願いいたします。

(平成21年5月25日教育委員会会議録確認)

(平成21年6月22日教育委員会会議録確認)

(平成21年7月6日教育委員会会議録確認)

**高木委員長** 議事に入る前に本日の教育委員会の非公開についてお諮りしたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項で教育委員会は公開すると規定されていますが、同項のただし書きの規定により、人事に関する事件、その他の事件について、委員長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは会議を公開しないことができるようになっております。本日は議決事項5件及び報告事項3件を予定しておりますが、このうちの議決事項第4、議案第52号「学校医等の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議決事項第5、議案第53号「学校（園）医の委嘱について」は人事に関する事件その他の事件に該当しますので、当該の議決については非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

**高木委員長** では、この2議案については非公開にしたいと思います。なお、議事の都合により適宜教育委員会を閉じ、休憩したいと思いますので、ご了承くださいようお願いいたします。

### 議決事項第1

議案第49号「教育委員会関係議案（墨田区立公園条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、スポーツ振興課長が説明する。

**高木委員長** 利用者にとってわかりやすい改正箇所は、使用料が変わったということですね。6ページにありますように、政策倍率についてはよくわかりませんが、使用料が600円から700円に、800円から900円になりますので、利用者から見るとなぜなのかと感じると思うのですが、この辺はどうでしょうか。

**スポーツ振興課長** 現行の緑町公園のテニスコートの使用料は、実はこの開設時期にあわせて使用料の設定が行われておりまして、緑町公園のコートは開設時期が早かったことから、区内に5カ所あるテニスコートの中でも一番低い料金の部類に入っています。最近開設された東墨田のテニスコートの使用料は平日800円、土日祝日につきましては950円となっておりまして、今回新しくテニスコートをつくるに当たり、内容がクレーコートから砂入り人工芝という、墨田区内でも一番新しい設備を持つテニスコートに生まれ変わりますので、利用料金等を算定式に基づいて出した結果、政策倍率の1.1倍を掛けることが妥当であるということになりました。それから、区内のテニスコートの平均値というのがございまして、管理形態が同様な区内ハードコートの平均値を出しましたところ、平日は1時間680円、休日は1時間860円ということになりましたので、これに政策倍率を掛けて10円単位を四捨五入したところ、700円及び900円という使用料になりました。

**高木委員長** 要するに妥当な数字だということですね。

**スポーツ振興課長** はい。近隣の状況等も勘案して数字は決めています。

**高杉委員** ここは、今、親水公園になっているところですか。

**スポーツ振興課長** 現状の形態は、ポート池という形でブルーテラスゾーンになっております。

**高杉委員** この辺はマンションなどが多いので気になるのですが、テニスコートというと意外と音で問題になることが多く、結構クレームが来ることが多いものですから、頭に入れておいていただければと思います。

**スポーツ振興課長** 既に近隣等にはご説明をしておりますし、近隣町会等の承認も得ています。マンションの方々にも一定の理解は得ている形です。

**高木委員長** そのほかご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

**高木委員長** それでは議決事項第1、議案第49号、教育委員会関係議案（墨田区立公園条例）の作成に伴う意見聴取については、原案どおり異議ない旨回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**高木委員長** それでは原案どおり決定します。

## 議決事項第2

議案第50号「平成21年度墨田区一般会計補正予算（第3号）案に関する意見の聴取について」の案件を上程し、庶務課長、学務課長、生涯学習課長及びあずま図書館長が説明する。

**横井委員** 郷土文化資料館費ですけれども、地域資料のデジタル化した結果は内部だけではなく、外部からもアクセスして見られるようになるのですか。

**生涯学習課長** まずはウェブ公開できるように条件整備をしていきまして、その辺をクリアできた段階で公開していこうと考えています。

**高木委員長** 資料館の資料ですから、原則公開だと思います。私からの質問ですが、新学習指導要領に伴う整備費というのが小学校及び中学校についてありますが、これはどういう内容ですか。

**学務課長** 理科教材ですが、手回しの発電機など新たに教科書に加わる内容がございますので、それに対応するための理科備品の購入費用です。

**高木委員長** 全部理科ですか。

**学務課長** はい、そうです。

**高木委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第2、議案第50号、平成21年度墨田区一般会計補正予算（第3号）案に関する意見の聴取については、原案どおり異議ない旨回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**高木委員長** それでは、原案どおり決定します。

## 議決事項第3

議案第51号「平成22年度区立小・中学校の募集人数について」の案件を上程し、学務課長が説明する。

**久保教育長** これについては去年もお話がありましたが、端数の募集が出る学校がどうしてもありません。

**高木委員長** そうですね。

**久保教育長** これは基本的には定数いっぱいから20名を控除した数でクラスを作っているのですが、どうしてもその方法ではクラス数がオーバーしてしまう学校があるので、決められたクラス数にするために募集人数が端数となる場合があります。この点については去年、ご指摘がありましたので、それを受けて募集人数が71や181となっています。

**高木委員長** 錦糸小学校と錦糸中学校がそれに該当しますね。今のお話のような方法で良いと思いますが、一方で統廃合のことを念頭に置きますと、例えば向中と鐘中を統廃合した場合、住基上では247人という大きな数になりますよね。ですので、先の話ですが、新校舎を建設する際には、そういう事を念頭に入れられないといけません。

**久保教育長** 実は中学校の統合をしたときに、特定の学校では子どもたちの数全体を対象に考えますと6クラス以上になってしまうところが出てきます。統合計画の中でもそのように記してありますが、ある程度の数は私立等に移行するということを前提として計画していますので、中学校に関してはそれを見込んだような募集人数設定をするかどうかは今後の課題だと思います。

**高木委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第3、議案第51号、平成22年度区立小・中学校の募集人数については、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。それでは、議事の都合により、ここで教育委員会を一たん休憩したいと思います。1時55分から再開したいと思います。

(ここで、秘密会の審議を行う。)

(秘密会終了後、教育委員会を再開する。)

#### 報告事項第1

「衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について」、資料1のとおり庶務課長が説明する。

(特に意見なし)

#### 報告事項第2

「夏季休業中の新型インフルエンザについて」、資料2のとおり学務課長が説明する。

**横井委員** 感染した子どもたちの症状はどうか。軽いのでしょうか。

**学務課長** 特に重症という話は聞いておりません。

**高木委員長** 昨今のマスコミ情報ですと、これから新型インフルエンザが拡大する恐れがあるという話ですよ。今後、休校が増えるような措置でいくと授業時間が極端に減り、どこかで補わなければならないという状況が出てきそうな気がします。

**学務課長** 1点追加させてください。先ほどのここに添付した文書のほかに、再度第二寺島小学校では8月27日までプール指導を停止してもらっているというお話をしましたが、このクラスターのもとが墨田児童会館でして、ここに通っていた子どもで、隅田小学校の子ども1人の感染が見られます。ただ、この土日にトライアスロンか何かの大会があったと聞いておりまして、その辺の指導についてどうしようと気にはとめていましたが、なかなか学校や教育委員会から活動停止とは言えないということで、多分そのまま出場されたのではないかと思います。

**教育委員会事務局次長** 私のほうから補足をさせていただきますと、先週の21日でしたか、臨時のインフルエンザ対策本部、庁内の部長級の会議でございますけれども、開催をされまして、現在児童館や保育所といったところで非常に蔓延しており、そこを介して兄弟に広がっています。兄弟ということになると非常に感染力が強く、お兄さん、お姉さんが感染すると必ず弟や妹にもうつり、その子どもたちがまたいろいろな施設へ行くと別の人へうつしてしまい、感染力が極めて強いということが言えますが、ただ幸いなことに重篤な患者さんは今のところ発生はしていません。今後、新学期が始まりま

すので、福祉保健部、子育て支援担当、あるいは教育委員会というところが今後の対策をきちんと検討していくように、区長から指示がございました。あわせて、それは突出したことでなくて、必ず保健衛生部や保健所と連携の上、足並みをそろえ、また、学校の場合には学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖といった対策をどういうふうにとるのか、それなりの基準をきちんと立てなさいということでございます。残念ながら今のところ国や東京都から一定の基準というものは示されていない状況です。今日、実はこの教育委員会が終わりました後、学校教育関係で集まり、その辺の協議をさせていただきたいというふうに思っております。それから、一時各施設に消毒液などを置いていましたが、今後も教育委員会所管の施設にはきちんと消毒液を置き、手指の消毒を推奨していきます。これから秋口にかけてスポーツ関係も含めていろいろな行事が行われますので、そういったことへの対応策もきちんと考えなさいという指示をいただいたところです。その辺、ぜひ教育委員会としても今後の対応策を十分検討して、対応してまいりたいと思います。修学旅行については、秋口に延期すれば大丈夫だろうという話だったのですが、再び厳しい状況になってきたと思っております。また、非常に感染力が強いということもございまして、全国的な対応が必要になるのかなと思っております。

**高木委員長** こういうときの対応をする際、学校医さんとの関係はどうなりますか。

**教育委員会事務局次長** やはり保健所からもそういう指導がございまして、それぞれの学校で発症した場合、あるいは子どもたちがお医者さんに行って発症が確認された場合には、きちんと学校医にも相談、報告をして、アドバイスを受けるようにとのことでしたので、これから学校に対して文書で、周知徹底を図りたいと思っております。

**高木委員長** 特に修学旅行に行けるのかどうかということになりますと、学校医の判断は大きい気がします。

**教育委員会事務局次長** 先程、鐘中の話もありましたが、やはりA型と診断された場合は、修学旅行の参加を取りやめるように個別に指導はしたいと考えていますが、修学旅行そのものを中止にするのは少し難しいように思います。ただ、先ほど学務課長が話したように学校自体がクラスターという形で、学校が感染の原因として特定されれば、学校や学年単位で行動するのは大変危険だということになりますので、それは学校に対して教育活動の自粛を要請せざるを得ない場合が来るかもしれません。これから学校が始まって多くの子どもが集まるようになると、学校そのものがクラスターとなるとという危険性もはらんでいると思います。

**高木委員長** これについては、今後の動向にもよりますけれども、何らかの対策が必要になる気がします。

**教育委員会事務局次長** 大きな動きがありましたら、また随時FAXやメール等でご連絡差し上げたいと思います。

**高木委員長** お願いします。

**高林委員** 修学旅行はまだどのぐらい学校が残っているのですか。

**教育委員会事務局次長** 10校ぐらい残っています。すでに行ったところが両中と本中の2校です。

### 報告事項第3

「スポーツ施設等における機械抽選（インターネット抽選）の導入について」、資料3のとおりスポーツ振興課長が説明する。

**久保教育長** 今回の申し込み可能時間数の拡大の趣旨ですが、特に少年野球は2時間から12時間まで

可能になるというのは、どういう趣旨なのかもう1回説明してください。

**スポーツ振興課長** この少年野球につきましては、各チームごとに団体登録という形でやってまいりました。ただ、長年の蓄積によりどうしても少年野球のチームが当選したいというような意識が強いと、どうしてもチーム数が増える傾向にありました。つまり、本来であるならば存在が確認できないようなチーム数まで登録されているという状況でしたので、機械抽選に関してはきちんと現存するチームと、登録されている選手名も確認した上、少年野球連盟の承認のもとに登録することから正常化を図りますと、現状2時間に抑えている当選枠を12時間に拡大しても倍率的には変わらないという形になっております。ですので、少年野球だけがかなり拡大しているように思えますが、登録団体を適正化すればほかのところと当選倍率が変わらないようになります。基本的には、大人につきましては個人登録、少年等につきましては団体登録というものが原則です。

**教育委員会事務局次長** 1つのチームの占有する時間が長くなるのではないかと懸念だと思えますが。

**スポーツ振興課長** 少年野球につきましては、少年野球場という観点から現状でもほとんど90数%の稼働率が少年野球のチーム登録という形になっています。

**久保教育長** 1つのチームが連続12時間使えるということですか。

**スポーツ振興課長** 土日祝日についてのこま数でいくと、2時間で1こまという形ですので、6こま分まで抽選に応募できるということです。

**久保教育長** 例えば大人の野球の2時間が4時間になったというのは、2時間を2こま分まで抽選に応募できるという意味ですか。

**スポーツ振興課長** はい、そうです。テニス等は1こま1時間という単位になっています。

**久保教育長** テニスの場合は、2こまから4こまになったのですね。

**スポーツ振興課長** はい。

**久保教育長** 表現が少しわかりにくいように思います。これは1月に対してのことですか。

**スポーツ振興課長** はい、1月に対してという形です。1カ月当たりということですか。

**高木委員長** インターネットでの申し込みについてはペナルティーがありませんから、自由に申し込むということが可能ですよね。そういうことに対する防御はどこでするのですか。

**スポーツ振興課長** インターネットでの申し込みについては、ペナルティーは基本的にないのですが、当選後押さえている期間がございまして、その押さえている期間を過ぎると自動的にキャンセルされるようになっています。

**高木委員長** 押さえている期間はどのくらいですか。

**スポーツ振興課長** 押さえている期間は払い込み期間の間です。今回の場合ですと1月4日に結果発表があり、その翌日の1月5日から11日までの7日間が払い込み期間になります。ですから、この7日間に支払われないと自動的にキャンセルされます。

**高木委員長** 申し込みは、2か月前や4か月前からできるわけですよね。

**スポーツ振興課長** はい。

**高木委員長** 申し込み後、払い込み期間まで保留にしておくことは可能ですから、そういう状況が発生しやすくなるのではという懸念がありますが、いかがですか。

**スポーツ振興課長** 基本的にペナルティーはなしということになっていますので、確におっしゃられる懸念はあるかと思いますが、皆さん必要だということで申し込みしていますので、現況では余

りキャンセルがありません。

**高林委員** 100%とは申し上げませんが、多分、区の施設を利用される、また抽選に行かれる方は、先ほどスポーツ振興課長もおっしゃっていたように、何とか使いたくて申し込みする方ばかりなので、当選したらほとんどの方が料金を払い込み、利用されると思います。

**横井委員** 不特定多数が応募できるのではなくて、登録した人だけがアクセスできるのだから心配ないということですね。

**スポーツ振興課長** はい、そうです。

**高木委員長** そこで制限がかかっているのですね。

**スポーツ振興課長** はい。登録団体、あるいは登録個人のみがインターネット抽選の申し込み資格があります。

**久保教育長** インターネットで申し込みした人の認証はどういうふうに行うのですか。

**スポーツ振興課長** 登録番号とパスワードを各個人が設定して、それによって行います。

**高木委員長** そこでチェックをなさるということですね。

**スポーツ振興課長** はい。

**久保教育長** もう1つ質問ですが、メンバーの重複をリスト上でチェックするような仕組みはあるのですか。

**スポーツ振興課長** 現システムにおいてはなっていません。ただ、これから新規に始めるときには極力そういったものが出ないような形でやっていきたいと考えています。そのために新規に登録をし直してもらおうという意味合いもあります。

**高木委員長** 利用者も使いたい一心でいろいろと考えるでしょうから、逆に利用できなくなる人のことも考えなくてはいけないと思います。

**久保教育長** より上手に対処すれば、システム上、比較的有利な状況をつくれるのかどうかということがあり、それについては申込者の良識に期待をするような部分もありますが、実際の利用勝手の中で課題が出てくれば、対応を考えたいと思います。

**横井委員** 今までは架空の団体をたくさんつくっておけば良いという話ですよ。

**スポーツ振興課長** これまではそうです。

**久保教育長** 架空でなくても良いのです。メンバーが重複していても、名前を1人ずつずらしていけば、100人いれば100通りできます。当然、改めて再登録していただく際にはその部分についてはチェックをしていきます。ただ、今後いろいろなことが出てくるかもしれません。

**高木委員長** 登録する際の説明書に、注意点として書いておいた方がいいでしょうね。

**横井委員** メンバーの何割が他の団体と重複している場合は同一団体とみなすというような文言ですね。

**高木委員長** そうですね、その程度は書いておくべきだと思います。

**スポーツ振興課長** はい、利用者登録についての説明会等も行いますので、今いただいた意見も参考に、そういったような注意喚起をしていきたいと思います。

**久保教育長** できるだけ公平にというのが今回の趣旨ですので、公平性を担保できるものになりたいと考えています。

**高木委員長** それでは、以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了しました。これで教育委員会を閉会します。